

自主防災会長 様

富士市長 金指 祐樹
(危機管理室 防災危機管理課)

富士市総合防災訓練に伴う自主防災会の防災訓練実施について（お願い）

日頃から、防災行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、9月1日（火）に、別紙実施要領のとおり富士市総合防災訓練を実施します。

つきましては、貴自主防災会におかれましても、地域の実情に合った防災訓練を計画し、下記のとおり書類を提出していただくようお願いします。

なお、上記以外の日程で行う際は、できる限り防災週間中（8月30日～9月5日）に実施をお願いします。

加えて、防災訓練を実施にあたっては、こまめな水分補給や定期的な休憩を取るなど、十分な熱中症対策を行ってください。

記

- 1 提出先 防災危機管理課（FAX 可）又は各地区まちづくりセンター
- 2 提出期限 7月22日（水）
- 3 提出書類 下記の同封書類一覧参照

【提出書類（A4 片面）】 同封書類一覧（本通知ほか）

- ☐ 令和 8 年度富士市総合防災訓練計画書：7 月 22 日までに提出
 - ☐ 災害応急対策実施状況通報書（第 2 号様式）：訓練当日に各地区まちづくりセンターへ提出
 - ※水利を使用される場合は、必ず計画書の使用欄へご記入をお願いします。
 - ※総合防災訓練計画書を電子申請サービスから提出いただくことも可能です。
- 右の二次元コードから御利用いただけます。



【参考書類（A4 両面）】

- ◇ 令和 8 年度富士市総合防災訓練 実施要領
- ◇ 令和 8 年度富士市総合防災訓練計画に当たっての注意事項
- ◇ （別紙）消防団との連携訓練一覧チラシ
- ◇ 富士市防災アプリ「防災ふじ」チラシ

問合せ：富士市防災危機管理課
TEL 0545-55-2715（直通）
FAX 0545-51-2040



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

令和 8 年度富士市総合防災訓練 実施要領

1 目的

突然大規模地震が発生したことを想定し、災害応急対策の実効性を検証するとともに、市民、自主防災会、市、県、防災関係機関、事業所等が統一的に訓練を実施することで、組織間の相互連携を確認する。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という認識のもと、市民一人ひとりが「自ら何をすべきか」を考え、地震災害に対して事前の備えができるよう、知識や行動力の向上を図ることを目的とする。

2 実施日

令和 8 年 9 月 1 日（火）「防災の日」

※ 9 月 1 日に実施が困難な組織は、防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）内に実施する。

3 設定時刻

時 刻	内 容	備 考
午前 8 時 29 分	緊急地震速報による警戒放送	同報無線放送有り
午前 8 時 30 分	地震発生	同報無線放送有り
午前 8 時 33 分	大津波警報発表（避難指示発令）	同報無線放送有り
午前 11 時 30 分	市長講評（訓練終了）	同報無線放送有り

4 訓練想定

駿河湾から日向灘にかけて、南海トラフ沿いを震源に、マグニチュード 9.0 の巨大地震が発生した。富士市では、地震発生直後に強い縦揺れが起こり、続いて大きく激しい横揺れが 4 分間継続し、「震度 6 強」を記録した。また、沿岸部には地震発生後 15 分で、津波の最大波が到達し、津波避難対象区域には、浸水被害が発生した。

その他、被害想定の詳細は、静岡県第 4 次地震被害想定（レベル 2（震源モデル東側ケース））による。

【参考】富士市防災マップ（P 20）

5 訓練の重点項目

各自主防災会は、起こり得る被害を具体的に想定して、防災訓練を企画・実施する。なお、訓練重点項目は以下のとおりとする。

① 市災害対策本部への情報伝達の流れの確認

各地区まちづくりセンターへ、災害応急対策実施状況通報書（第 2 号様式）を使った通報訓練を実施するとともに、被害状況の収集・伝達手順を確認する。

② 男女の役割を固定しない訓練の実施

性別によって役割を固定せず、女性が防災訓練で活躍できるよう、訓練内容の検討段階から女性の意見を取り入れ、男女共に参画する訓練を実施する。

③ 避難行動要支援者の安否確認、支援方法の検討

各町内会長・区長へ配布している避難行動要支援者が記載された「同意者名簿」を参考に、避難行動要支援者の避難・誘導訓練や声かけなどを実施し、地域全体で支援体制の確立を図る。

6 訓練の変更、中止の決定

異常気象等に対しては、訓練参加者の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応し、原則として次のとおりとする。

異常気象など現象	中止を 判断する者	市で行う訓練で中止する 訓練内容	自主防災会で行う訓練 で中止する訓練内容
南海トラフ地震臨時情報が発表	市	すべての訓練を中止	
静岡県沿岸に津波警報・大津波警 報が発表			
市内で震度 5 弱以上の地震が発生			
富士市に大雨、土砂災害、暴風の 警報が発表			
富士山の噴火警戒レベル引き上げ			
静岡県沿岸に津波注意報が発表		津波浸水想定区域内での訓練中止	
市内で突発的な大雨、落雷、強風、 震度 4 の地震による被害発生	市・ 訓練責任者	被害発生地区の 情報収集伝達訓練中止	訓練責任者の判断で 状況により変更・中止

※訓練を中止する場合は、市ウェブサイト等で周知

令和 8 年度富士市総合防災訓練に当たっての注意事項

1 「総合防災訓練」と「地域防災訓練」の違い

「総合防災訓練（9月1日）」	「地域防災訓練（12月第1日曜日）」
平日に大規模地震が発生したことを想定し、住民の安否確認や町内の被害情報の収集・伝達等を始めとして、限られた人材でどのような対応ができるかを検証する。 また、家屋の耐震性や家具の固定、食糧・水の備蓄等、各家庭の地震対策の状況を確認し、自助意識の向上に繋げる。	突発的に大規模地震が発生したことを想定し、住民の安否確認や負傷者の応急救護、初期消火等、自主防災会の各班の活動の流れを確認し、共助意識の向上に繋げる。 昭和19年12月7日に発生した「東南海地震」を教訓に、静岡県では12月第1日曜日を「地域防災の日」と定めています。

2 「市災害対策本部」への訓練当日の被害状況等の報告について

市内で震度5弱以上の地震が発生した際、すべての自主防災会は自主防災会災害対策本部を立ち上げ、自主防災活動に当たっていただきます。また、市は「富士市災害対策本部」を設置し、各地区まちづくりセンターに地区班職員を配備して情報収集等に当たります。

災害対応を円滑に行うためには、発災後、迅速に情報収集に当たることが重要ですが、市の地区班職員だけでは限界があります。住民の安否情報や町内会・区の被害状況・要望等を自主防災会が取りまとめ、「災害応急対策実施状況通報書（第2号様式）」を作成し、防災拠点である各地区まちづくりセンターに報告してください。なお、訓練当日は、町内会・区の被害状況を想定して第2号様式を作成し、**午前11時00分までに各地区まちづくりセンター**に報告する訓練を実施してください。

※9月1日以外に実施した場合は、第2号様式に必要事項を記入し、訓練終了後、防災危機管理課へFAX（51-2040）するか、各地区まちづくりセンターへ提出してください。

3 アルファ化米の配布について

炊き出し訓練を実施する場合又は各家庭においてアルファ化米の作り方や実食等の訓練を実施する場合に限り、希望する自主防災会に対しアルファ化米を配布いたします。

なお、アルファ化米については、市が備蓄している賞味期限切れ間近のものを配布します。**必ず、訓練当日中に試食等で消費してください。**

申込方法：『令和8年度 富士市総合防災訓練計画書』に希望数を御記入ください。

受取期間：8月22日（土）～8月31日（月）※土日含む

受取場所：各地区まちづくりセンター

※全体の希望数に応じて、アルファ化米の配布数を調整します。**希望どおり配布できない場合があることをあらかじめ御了承ください。また、味を選ぶことはできません。**

※総合防災訓練では、クラッカーの配布は行いません。

4 訓練における男女の役割について

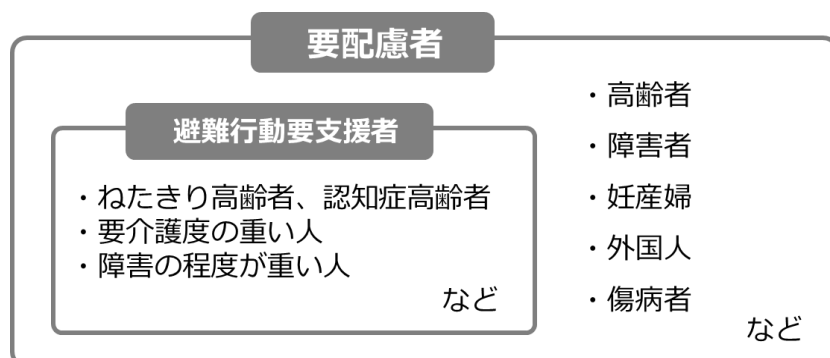
過去の大規模災害の教訓から、自主防災活動には女性の視点を取り入れることが重要です。防災訓練では男性は放水訓練、女性は炊き出しなど、性別による役割の固定化が見られます。女性が防災訓練で活躍できるよう、訓練内容を検討する段階から女性の意見を取り入れるなど、男女共に参画する訓練を計画・実施してください。

5 要配慮者の訓練参加と避難行動要支援者「同意者名簿」の活用について

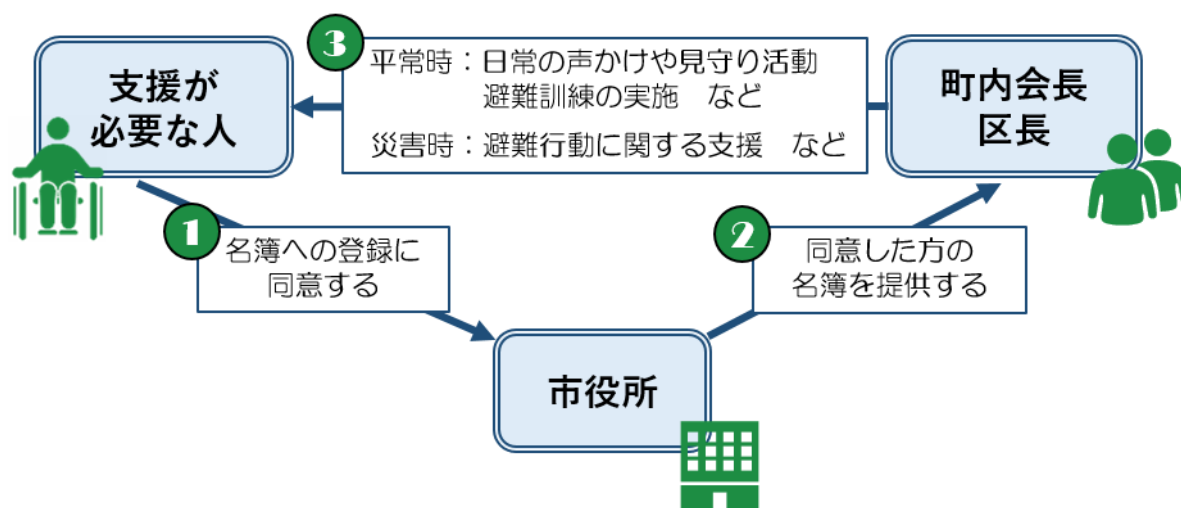
要配慮者とは、高齢者や障害者、乳幼児のほか、妊産婦、外国人、傷病者など災害時に、情報入手や避難行動などにおいて制約を受けやすい方です。それぞれの立場に立った課題やニーズを把握することは重要となります。配慮が必要な方々の訓練参加について、可能な範囲でご検討ください。

要配慮者のうち、誰かの支援がないと避難できない人（ねたきり高齢者や認知症高齢者、要介護度の重い人や障害の程度が重い人など）を掲載した避難行動要支援者名簿を市で作成しています。避難行動要支援者名簿掲載者のうち、個人情報提供について同意の得られた方を掲載した名簿のことを「同意者名簿」と言い、町内会長・区長へ提供しています。

同意者名簿は、災害時等の避難支援や安否確認のほか、災害に備えた日ごろからの見守り活動や防災訓練等にも活用できます。



【「同意者名簿」への登録から活用までのイメージ】



同意者名簿を活用し、要配慮者が災害時に迅速で適切な避難ができるよう「個別避難計画」の作成に取り組んでいます。令和7年度には富士北地区（青葉町、中島新道町）で「個別避難計画 作成委員会」が開催され、地域の方々が要配慮者の状況や避難方法について話し合いを行いました。

個別避難計画の作成方法がわからないといった悩みを抱える方に向けて、「地域主体ですすめる個別避難計画の作成手引き」を作成しました。この手引きでは地域の皆さんにも取り組んでいただける個別避難計画の作り方を紹介しています。右の二次元コードからご確認ください。



6 小・中学生の訓練参加について

小・中学生の訓練への参加については、熱中症のリスクを考慮のうえ、各学校とご相談ください。なお、総合防災訓練（9月1日）に参加する場合は、当日の暑さ指数や熱中症警戒アラート等に基づいて対策を講じる等、ご配慮ください。

7 地域防災指導員の参画について

富士市では、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成など地域防災力向上を図ることを目的に地域防災活動に対する熱意と指導力のある人を地域防災指導員として委嘱しています。防災訓練の内容や実施方法などご相談やご不明な点がございましたら、お気軽に地域防災指導員までご相談ください。

8 消火栓・防火用貯水槽の使用について

消防ポンプの点検等で、市の消火栓及び防火用貯水槽を使用する場合、事前に届け出が必要です。ただし、9月の総合防災訓練と12月の地域防災訓練に限り、別紙「訓練計画書」に使用の有無及び使用場所（訓練実施場所）を記載していただくことで、防災危機管理課が取りまとめ、市の上下水道部上下水道営業課・消防本部警防課（各消防署）に届け出ます。

消火栓の使用時の注意事項

- ① 住民に対し、事前に下記のことを周知徹底すること。
 - ・ いつ、どこで、どのような訓練を実施するのか。
 - ・ 水道の水圧が低下し、水の出が悪くなる場合があること。
 - ・ 濁り水が出る場合があること。
- ② 1か所につき1回の使用までとし、5分以内の使用にとどめること。
- ③ 近隣自主防災会とも調整の上、同時に2か所以上の使用はしないこと。
- ④ 近隣の水道の水圧が著しく低下するときは、使用を中止すること。
- ⑤ 閉栓しても水が止まらないときは、もう一度開栓し、放水後閉栓する。それでも止まらない場合は、市の上下水道部上下水道営業課又は簡易水道組合に連絡すること。
- ⑥ **地震発生時には断水により消火栓は使用できなくなりますので御注意ください。**

9 その他注意事項

- 地震体験車の派遣について
市主催イベント以外は、お申込みいただくことができません。
- 応急救護訓練実施に伴う講師（保健師）の派遣について
9月1日は本部運営訓練を実施するため、講師（保健師）の派遣ができません。
その他の日程で派遣を希望する場合は、2か月前までにご相談ください。
問合せ：富士市保健部地域保健課（フィランセ西館1階 TEL：64-8994）
- 消防団との連携訓練を希望された場合、消防団員の派遣の可否、訓練内容について、後日消防団より自主防災会長様宛に連絡をいたします。